

# (一社)レジリエンス協会 サロン

## 能登半島地震の復旧・復興は

### なぜ遅れているのか？

### ～AIとの対話による深層分析～

2026年1月26日(月)

静岡県立大学共同客員研究員

中小企業診断士・AIコーディネータ

石井 洋之(博士 学術)

# レジリエンス協会 11月月例会 報告

## 能登半島地震被災地の現状と 地域中小企業の**復旧・復興への諸問題** (報告と課題)

2024年11月11日(月)  
組織レジリエンス研究会  
中小企業診断士・ITコーディネータ  
石井洋之 Ph.D.

# 被災地輪島市への現状調査

## NPO グローワイズ 第4回能登半島地震災害支援(6月9日~12日) ← 炊き出し支援に同行

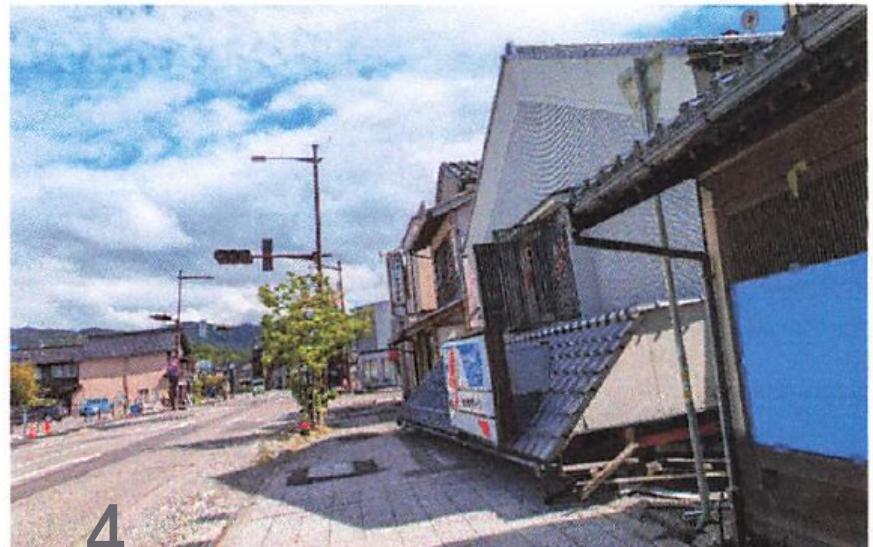
	9~12	12~13	14~18		
6月9日		森田 そば160個 Vdrug めんつゆ 石ヶ谷 16時パスタ 清水	高柳さん ← グローアップ 食材を取りに行く 15時 森田家レンタカー到着 資機材積込み	22時高柳さん→森田家 23時出発→23:15石井さんお迎え 23:40上里さんお迎え 日本平スマートインター出発	
6月10日 7:30志賀町 宿に食材を降ろす 8:45 総持寺バス駅 石井さん下車	10時~諸岡公民館 ヘアカット(森田) 体操	13時 昼食 門前周辺視察	14:30 ← 炊き出し開始 ボロネーゼ 夕食200食	17時~配給開始 18時 片づけ開始 石井さん合流	19:00 終り次第撤収 買い出し 氷
6月11日 8時宿出発 総持寺バス停 石井さん下車 6:20 上里さん帰路	8:55 総持寺前 石井さんバス 門前 楓の家 炊き出し開始 昼75食	12時 配給開始 炊き込みご飯 おろしそば 門前周辺視察	14:30 ← 炊き出し開始 静岡おでん 白米 夕食75食	17:00 配給開始 18時 片づけ開始 石井さん合流	19:00 終り次第撤収 買い出し 氷
6月12日 8時宿出発 総持寺バス停 石井さん下車	9:30 門前ゆきわりそう 炊き出し開始 昼75食	12時 配給開始 炊き込みご飯 おろしそば 終り次第片づけ	13時 ← 撤収予定 輪島火災現場視察 石井さん拾う	15時帰路予定 23時静岡予定	

# 被災地の現状 輪島市の**6月10日現在**の状況



左上:一般住宅

右上:7階建て  
RC構造店舗



左下:輪島市内  
中心部歩道上

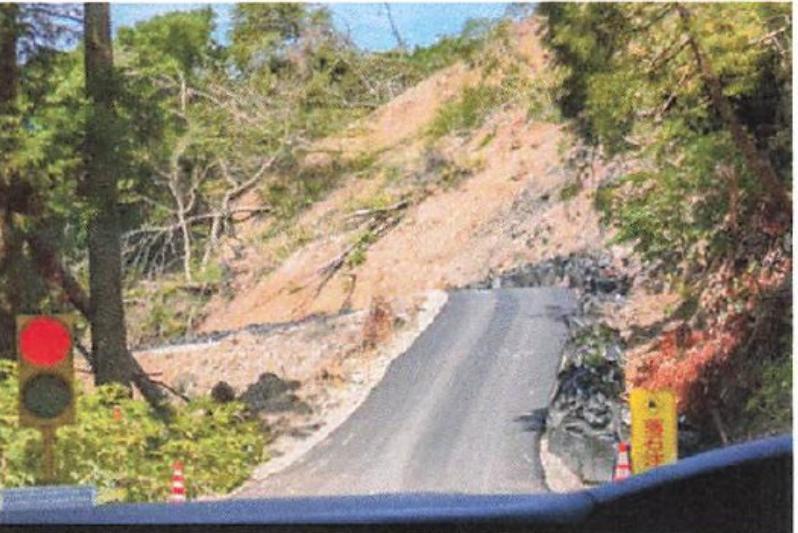
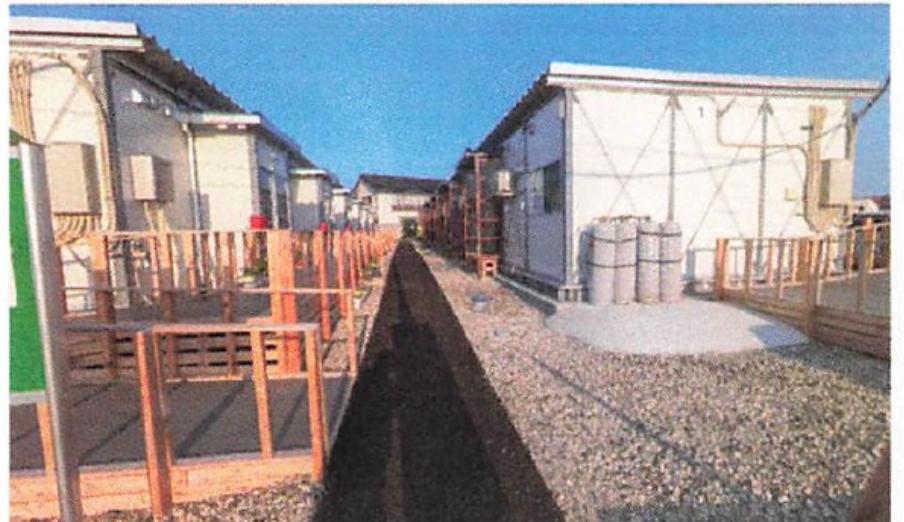
右下:門前商店  
街2階建て店舗

# 被災地の現状 輪島市の6月10日現在の状況



左上:朝市地区全  
焼火災

右上:観光地 輪  
島塗工房



左下:志賀町  
仮設住宅

右下:迂回道路  
(簡易舗装)

その他被災写真  
多数

## レジリエンス協会 2025年9月定例会

# 能登半島地震被災地視察ツアー報告 ～災害からの復興と課題～

2025年9月29日(月)

災害対策士B級・中小企業診断士

静岡県立大学共同客員研究員

石井 洋之(博士 学術)

# ツアー参加メンバー（多田屋玄関前にて）



# ＜視察調査先＞⑤朝市通り地区

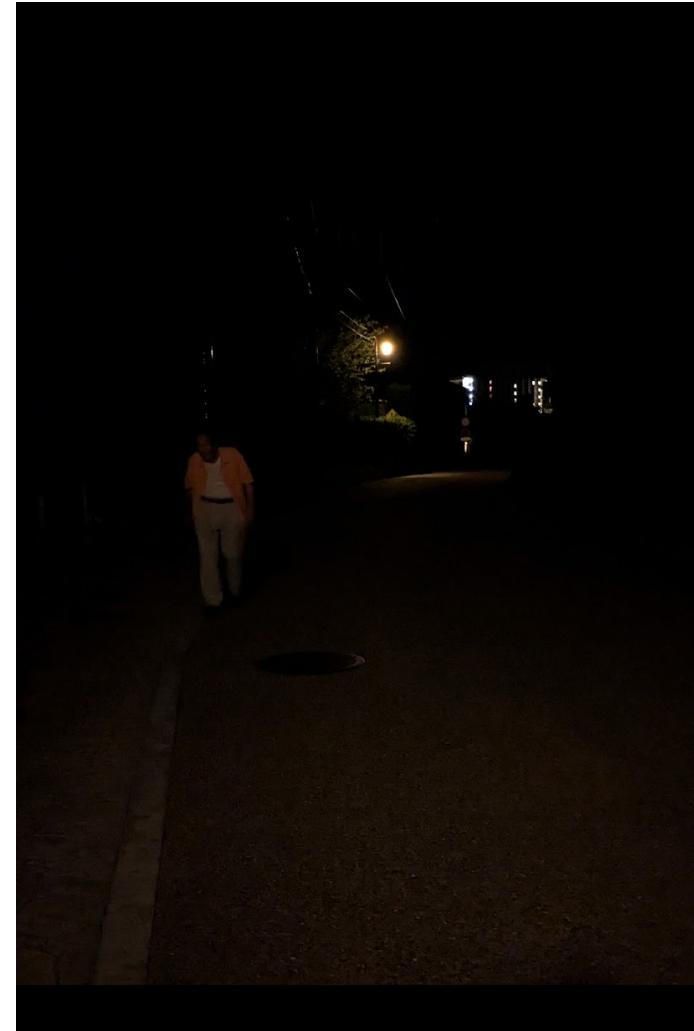
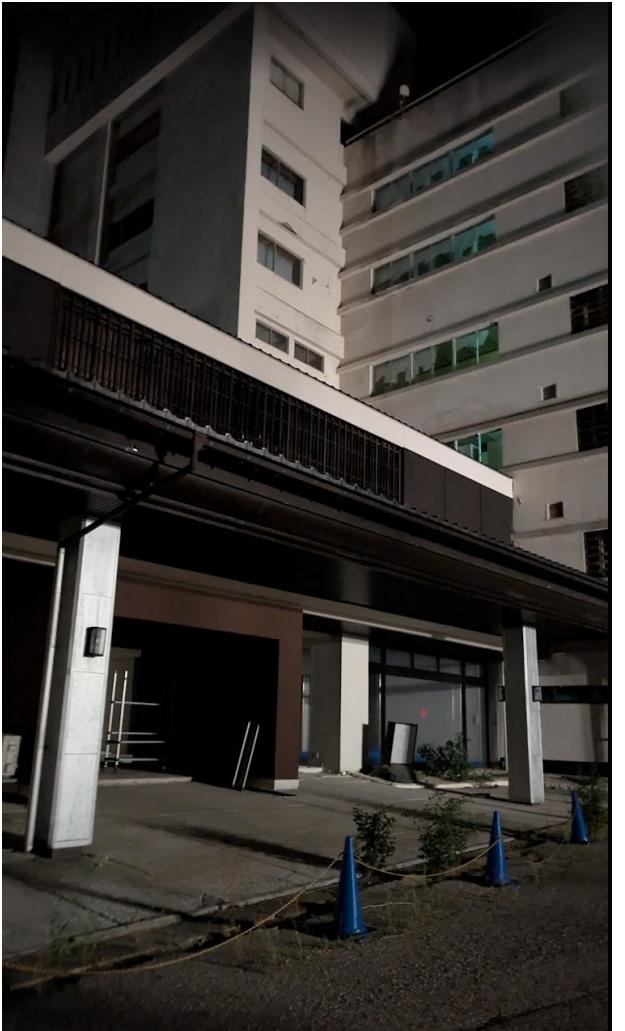


(上:被災前・下:焼失)

# 輪島市内被災地散策



# 人気のない和倉温泉 加賀屋



出典:加賀屋付近の夜9時頃の様子(石井撮影)

加賀屋公式HPは <https://www.kagaya.co.jp/>

# 目 次

- 1.AIとの対話による研究手法
- 2.NotebookLMによる音声解説
- 3.NotebookLMによるスライド()
- 4.NotebookLMによるインフォグラフィック
- 5.NotebookLMによるレポート
- 6.終わりに

# すべての答えは現場にある：調査の羅針盤となった「三現主義」



## 現地

(The Real Place)：  
実際に現地に行き、自分の目で  
確認する



## 現物

(The Real Thing)：  
実際のモノを見て確かめる



## 現実

(The Real Situation)：  
現実に起きている事実・データに  
基づいて判断する

「机上の空論ではなく『現場・現物・現実』に基づいて問題を解決する」という思想が、本分析の原点である。  
これは、トヨタグループの創始者、豊田佐吉の思想を源流とする、実践的な問題解決アプローチだ。

# AIとの対話による108枚のPPT自作資料

日本リスクマネジメント学会 関東部会

能登半島地震の復旧・復興は  
なぜ遅れているのか?  
～AIとの対話による深層分析～

2025年11月29日(水)

静岡県立大学共同客員研究員  
中小企業診断士・AIコーディネータ

石井 洋之(博士 学術)

1

能登半島地震被災地視察ツアー(輪島朝市通り)



2

リサーチ・クエスチョンと仮説

- テーマ「なぜ能登半島地震の復旧・復興は遅れているのか？」
- 発災後1年半以上の歳月がたっているのになりわい再建支援補助金の交付決定は943件(2025年10月10日現在)。なぜ?
- 甚大被害6市町(輪島市、珠洲市、穴水町、能登町、七尾市、志賀町)の企業数は8,086事業所、企業数は6,036者(2024年版 中小企業白書 第1部第1章)
- 補助金交付決定:石川県合計993件
- 「能登半島地震被災地視察ツアー」についての質問点をAIとの対話  
仮説① 署名証明書制度設計(調査・認定)に問題  
仮説② なりわい再建支援補助金の申請手続きに問題  
仮説③ 能登時間での復興には期待

3

「なぜ能登半島地震の復旧・復興は遅れているのか？」  
～AIとの対話による深層分析研究～

- <深層分析研究的方法論による目次>
- ①(問題の発見)現地に行<→現物から見える現状
  - ②(テーマ設定)なぜ…なのか?
  - ③(仮説の設定:AIとの対話)〇〇ではないか?
  - ④エ(データの収集:AIとの対話)ビデオはあるのか?
  - ⑤(多面的論考・検証:AIの活用)考える・確認する
  - ⑥(提言:AIとの対話)解決策を提示する
  - ⑦(体系化・一般化)まとめる

活用AI:ChatGPT、GeminiCanvas、Google NoteBook、M、Genspark、Manus他

4

## 目次

- テーマ①⇒「能登半島地震の復旧・復興はなぜ遅れているのか?」についてのAIとの対話による分析研究
- 第一部 最初の関門: 署名証明書の発行遅延の深層分析
- 第二部 再建のバラドックス: なりわい再建支援補助金の構造的要因分析と意図せざる帰結
- 第三部 輪島市・和倉温泉の復興に向けて
- <付録> 夕日に染まる宿: 多田屋に秘められた愛の物語: 「鍋島家令嬢と若き書生の運命」

5

## Gemini AI Pro DeepResearchによる分析

- テーマの設定:「なぜ能登半島地震の復旧・復興は遅れているのか?」についてのAIとの対話による分析的研究
- 2つの視点からのスタートのプロンプト
  - テーマ①⇒能登半島地震における署名証明書の発行の遅れの要因を分析してください。(生活再建の視点から)
  - テーマ②⇒能登半島地震におけるなりわい再建支援補助金の交付決定の進捗状況とその遅れの要因を分析してください。(なりわい再建の視点から)
  - テーマ③⇒輪島市・和倉温泉の復興に向けての計画をおしえてください。

6

2024年6月9日～12日 炊き出し支援・調査旅行  
2025年7月19日～21日 診断士被災地調査旅行

# Google NotebookLM

251129 能登半島地震 復興遅延の深層分析と提言

ソース

+ ソースを追加

Deep Researchをお試しください  
詳しいレポートと新しいソースを入手できます！

ウェブで新しいソースを検索

すべてのソースを選択

251119 (その2・オリジナル) ...

251129 NBLM (RM学会関東...)

チャット

251129 能登半島地震 復興遅延の深層分析と提言

2 ソース

これらの資料は、令和6年能登半島地震からの復旧・復興が遅れている理由をAIとの対話を用いた深層分析研究によって検証した学術発表である。研究は、現地視察に基づく「三現主義」の原則とAIによるデータ分析を組み合わせ、地理的制約、高齢化、経済的脆弱性に加え、行政の制度的な問題点を主要因として特定している。具体的には、被災者への生活支援の出発点となる罹災証明書の発行プロセスと、事業再建を支援するなりわい再建支援補助金の機能不全に焦点を当てている。これらの制度は、迅速さよりも不正防止を優先した結果、膨大な申請書類や後払い方式により、特に資金力のない小規模事業者の復興の足かせになると指摘する。解決策として、調査員の育成やデジタル技術の活用による罹災証明の迅速化、補助金の仮払い制度の導入などが提言され、能登の教訓を南海トラフ地震対策に活かす重要性が強調されている。

Studio

音声解説

動画解説

マインドマップ

レポート

フラッシュカード

テスト

インフォグラフィック

スライド資料

復興クイズ

能登復興を阻む制度の深層分析と提言

能登半島地震の復旧・復興遅延に関する深層...

能登の停滞する復興

Gemini Canvas

# 能登半島地震の復旧・復興はなぜ遅れているのか? ～AIとの対話による深層分析～

報告者：石井 洋之 Ph.D.

静岡県立大学経営情報学部客員研究員・中小企業診断士

研究発表

## 能登半島地震の復旧・復興はなぜ遅れているのか? ～AIとの対話による深層分析研究～

発表者：石井 洋之（博士 学術）

災害対策士B級・中小企業診断士・静岡県立大学共同客員研究員

BCAO静岡・名古屋地域勉強会

日付：2025年11月19日

Genspark

Manus

## 能登半島地震復興支援の課題と解決策

なりわい再建支援補助金制度の問題点と改善提言

災害対策士B級・中小企業診断士

静岡県立大学共同客員研究員

石井 洋之 (博士 学術)

能登半島地震、なぜ復旧はこれほど遅れているのか？

支援制度の不都合な真実と、私たちが学ぶべき教訓



NoteBook LM

# 「なぜ能登半島地震の復旧・復興は遅れているのか？」

## ～AIとの対話による深層分析研究～

### ＜深層分析研究的方法論による目次＞

- ①(問題の発見)現地に行く⇒現物から見える現状
- ②(テーマ設定)なぜ復旧・復興は遅れているのか？
- ③(仮説の設定:AIとの対話)○○ではないか？
- ④(データの収集:AIとの対話)エビデンスは○○
- ⑤(多面的論考・検証:AIの活用)考える・議論・確認
- ⑥(提言:AIとの対話)解決策を提言・実現可能性の議論
- ⑦(体系化・一般化:AIエージェント)スライドにまとめる

# 石川県なりわい再建支援補助金

2025.4月版  
令和6年（2024年）能登半島地震における事業再建支援  
**「なりわい再建支援補助金」**  
被災事業者の事業再建に向けた取り組みを支援します

「なりわい再建支援補助金」制度概要  
令和7年度は公募回制にて実施します → 詳細はコチラ

**【補助対象者】**  
令和6年能登半島地震の被害を受けた  
石川県内に事業所を有する中小企業・小規模事業者等

**【補助対象経費】**  
工場・店舗などの施設、生産機械などの設備の復旧費用等

**【補助額・補助率】**

補助金額 上限	<b>15 億円</b>
補助率	<b>3/4</b>
(中堅企業等は 1/2)	

※一部5億円まで定額補助  
〔過去数年以内の被災かつ復旧途上  
である等の要件を満たす場合〕

自己負担  
1/4発生

自己負担分の資金調達に活用できる  
特別な融資制度があります

「令和6年能登半島地震災害対策特別融資」  
○限 度 額：1億円  
○利 率：**当初5年間無利子** ※1、※2  
○信用保証料：**免除** ※1

※1 一定の要件を満たす必要があります。  
※2 5年経過後、年1.0%の金利負担がかかります。  
※3 自己負担分のほか、補助対象外経費や運転資金などにも  
活用可能ですが、

詳しくは、金融機関、信用保証協会にお問い合わせください。

※着手済みの経費についても、適正と認められる場合は、災害発災日（令和6年1月1日）まで遡及適用  
※既に修繕等をお済みの事業者の方は、忘れずに補助金の申請手続きをお願いいたします

2025.6月版  
**なりわい補助金の申請で  
お困りの方へ**  
**申請書類の作成をサポートいたします！**

- なりわい補助金の申請書類の作成を、中小企業診断士や行政書士などの専門家が、無料でサポートいたします。
- 以下のとおり、サポートを実施していますので、必ず、電話による事前予約を済ませた上で、各会場にお越しください。

**サポート会場・受付時間・予約電話番号**

- 金沢事業者支援センター**（石川県庁1階103会議室）  
毎週 火・木曜日 ①10:30～②13:00～③14:30～  
TEL 0120-867-100 (平日10:00～17:00)
- 能登事業者支援センター**（のと里山空港内 4階）  
毎週 火・木曜日 ①10:00～②13:00～③15:00～  
TEL 0120-262-380 (平日10:00～17:00)
- 輪島商工会議所** ※令和7年7月7日からサポート開始  
毎週 月曜日 ①13:00～②15:00～  
TEL 0768-22-7777 (平日9:00～16:00)
- 珠洲商工会議所** ※令和7年7月2日からサポート開始  
毎週 水曜日 ①13:00～②15:00～  
TEL 0768-82-1115 (平日8:30～17:15)

会場にお越しの際は、必ず、「1 見積書、2 市町の課税台帳、3 罹災(被災)証明書、4 被害写真」をご持参ください。

【問い合わせ先】 石川県商工労働部経営支援課 TEL 076-225-1521

令和6年能登半島地震なりわい再建支援補助金  
**！ 注意点 !**

**01 補助金で復旧した建物・設備は、保険・共済への加入が求められます。**

- 自然災害(風水害を含む)による損害を補償する保険・共済に加入する必要があります。地震保険でなくても結構です。
- 必要な付保割合は、以下のとおりです。  
小規模企業者等：30%以上（推奨）加入の代わりにBCP策定等でも可  
中小企業者等：30%以上（必須）  
中堅企業等以上：40%以上（必須）
- 加入する保険の種類について、下記のいずれか  
新価（再調達価格）型：同等のものを新たに建築・購入するに必要な金額を対象  
運動（比例）型：損害額に応じた保険金を支払い  
定額（限度額設定）型：実際の損害額とは無関係に、契約時に取り決めた金額を保険金として支払  
※時価型（同等のものを新たに建築・購入するに必要な金額から「経過年数による価値の減少と使用による消耗分」を算し、引いた金額を対象とする保険）は、付保割合を保証できず、不可

**02 申請代行で法外な手数料を求める悪質な業者に十分に注意してください。**

- 申請をお考えの方は、まずは、公的機関(県が設置する相談窓口や商工会・商工会議所等)などにご相談ください。

**03 県からの補助金の支払いは、復旧が全て完了（支払いまで完了）してからになります。**

**04 実施済みの復旧も遡って補助対象になるので、被災時の写真や見積書の保管をお願いします。**

4/1から、随時申請受付中です。既に復旧工事に着手されている方は早めのご申請をお願いいたします。

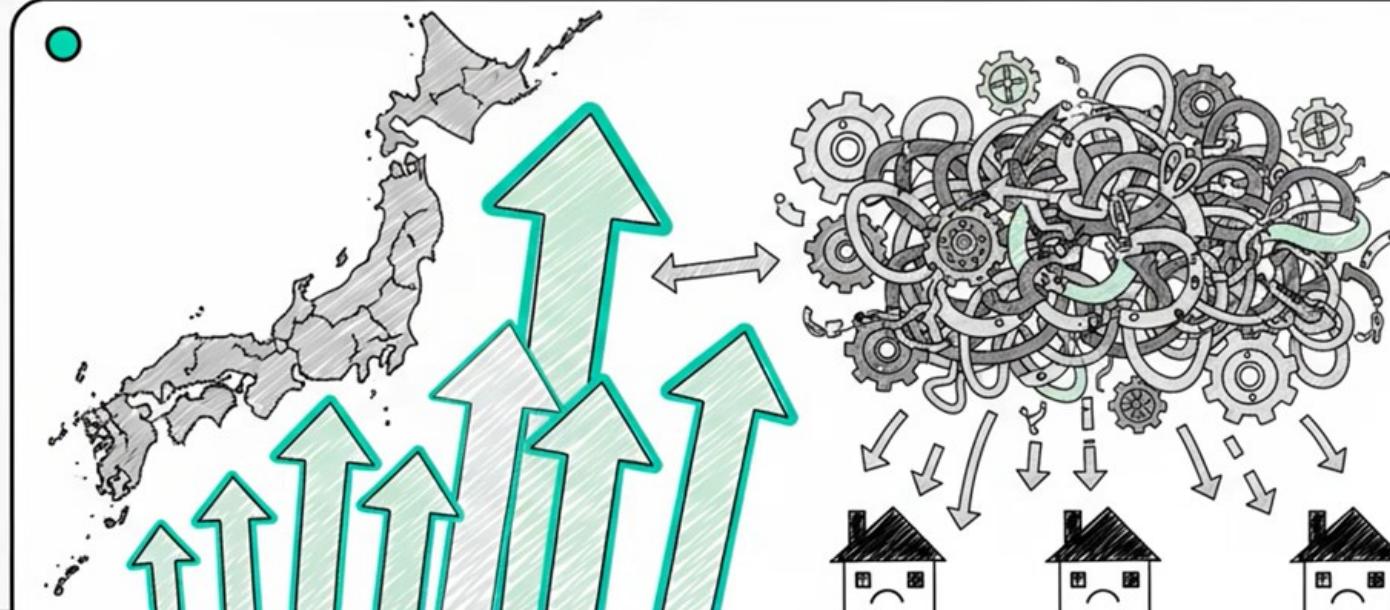
出典：石川県なりわい再建支援補助金のチラシ

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kinyuu/keieishien/nariwai.html>

レジリエンス協会会員およびレジリエンスサロン参加者向けです。無断転載禁止

# Google NotebookLMの動画解説

## 復興のパラドックス：なぜ支援金は届かないのか



# 能登半島地震の被害総額(推計)

## 1. 被害額の内訳 (内閣府推計)

内閣府の試算（対象：石川県、富山県、新潟県）における大まかな内訳は以下の通りです。

分類	推計被害額
住宅（家屋など）	約0.4兆円～0.9兆円
企業設備（工場、店舗、在庫など）	約0.2兆円～0.7兆円
公共土木施設等（道路、港湾、水道など）	約0.5兆円～1.0兆円
合計	約1.1兆円～2.6兆円

# 石川県なりわい再建支援補助金の交付決定について

## 交付決定について

なりわい再建支援補助金について、令和7年12月26日（金）に第17回の交付決定を行いましたのでお知らせいたします。

詳細は下記ファイルをご覧ください。

1. 交付決定件数 26件 (累計1129件)

2. 交付決定総額 386,123千円 (累計24,022,542千円)

出典: 石川県HP

[https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kinyuu/keieishien/nariwai\\_kettei.html](https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kinyuu/keieishien/nariwai_kettei.html)

# 〈参考〉石川県公費解体建物解体率

## 令和7年10月27日現在

### 石川・富山両県市町別の 公費解体の状況

石川県の解体率  
は申請棟数から  
別管理建物を除  
いた数値で算出

石川県 (27日時点)	申請 棟数	完了 棟数	解体率
珠洲市	8448	8133	98.3%
輪島市	12512	11282	95.2
能登町	4476	4194	93.9
穴水町	2795	2753	99.5
七尾市	7174	5273	81.9
志賀町	4934	4616	98.3
中能登町	1311	1166	96.0
他の市町省略			
計	44080	39576	94.3

市町が内訳を公表している例(棟数ベース)  
七尾市(公費解体):住家 2,081棟(31.6%)／  
非住家 4,514棟(68.4%)

- ・珠洲市(公費解体:住家 2,807棟(33.4%)／  
非住家 5,607棟(66.6%)
- ・
- ・穴水町(公費解体:住家 757棟(27.6%)／非  
住家 1,985棟(72.4%)

内訳を公表している市町の例  
では、**非住家が約 2/3～3/4**  
を占めています。

# 能登半島地震、なぜ復旧は これほど遅れているのか？

支援制度の不都合な真実と、私たちが学ぶべき教訓

2025年11月29日(土)

静岡県立大学共同客員研究員

中小企業診断士・AIコーディネータ

石井 洋之(博士 学術)

# 発災から1年半、時が止まった被災地の「現実」



和倉温泉 多田屋旅館：護岸工事が進まず、建物は未着工。  
地域全体の最終復興は**2040年**と目される。



輪島朝市通り：地域240件の**全焼跡地**は、今も更地のまま。



曹洞宗祖院 総持寺門前町：観光客は**途絶え**、開店できた商店は数えるほど。



白米千枚田：地震に加え、豪雨による**二重被災**。高齢化で耕作者も減少。

# 復旧を阻む複合的要因：AIが示す複雑な現実

AIによる分析は、地理的制約、人口動態、行政能力、地域経済といった要因が複雑に絡み合っていることを示している。

要因	データ内容
地理的要因	孤立集落：24地区・3,345人   道路災害査定完了率：16% (8,122か所中)
人口・社会要因	奥能登4市町の人口減少：7.5%減   観光宿泊施設再開率：16%
行政・制度要因	公共土木施設災害査定完了率：28%   全国知事の70%以上が調整遅れを懸念
経済・財政要因	宿泊キャンセル：29.9万泊分 (63%)   有効求人倍率：0.69倍 (前年比-0.47)

AIの結論：「地理的制約×高齢化・人口減少×行政能力の限界×地域産業」の複合作用が復興を遅らせている。

# しかし、本当のボトルネックはどこか？：改善可能な「制度」に焦点を絞る

自然現象 (地形・地質)	社会現象 (人口減少・高齢化)	政治的課題 (産業構造)	改善可能性 (行政支援制度)
地形・地質要因は、人間の力で変えることはできない。	人口減少や高齢化といった社会の流れを食い止めるのは至難の業である。	産業構造の転換には、莫大な資金と時間が必要となる。	一方で、 <b>行政による法的支援制度</b> は、復旧・復興のまさにスタート地点であり、人間の意思で設計・改善できる唯一の領域である。

そこで本調査では、以下の2つの制度に内包される問題点を深掘りする。

## 1. 被災者生活再建支援金

特に、その前提となる「罹災証明書」の発行業務。

## 2. なりわい再建支援補助金

事業再建の鍵となる補助金の制度設計と運用実態。

# すべての始まりにして、最初の関門： 「罹災証明書」というジレンマ

## 制度の仕組み

- 目的：住家の被害の程度を証明し、支援金の額を決定する。
- 被害認定：6段階で認定：全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、一部損壊。
- 調査プロセス：
  - 一次調査：迅速性優先。主に外観からの目視調査。
  - 二次調査：一次判定への不服申請に基づき、所有者立会いの下で家屋内部を再調査。
  - 三次調査：二次判定への不服申請に基づく再々調査。

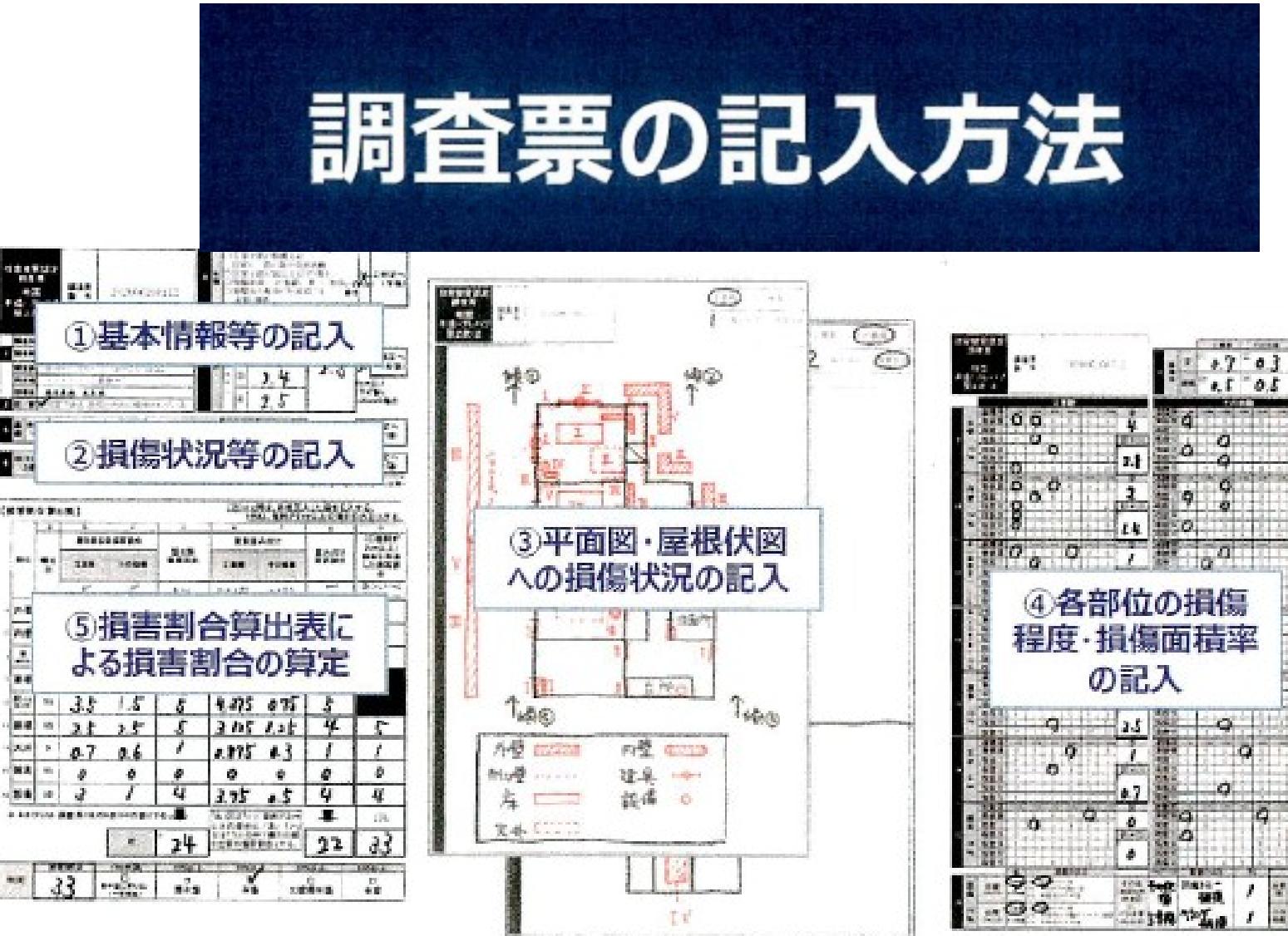
## 根本的なジレンマ



行政は「一日も早い罹災証明書の発行」という要請と、「膨大な被災家屋の正確な調査」という**責務の板挟み**になる。所有者不在で行われる一次調査は、必然的に**不服申し立て**を多発させ、結果として行政の負担を増大させ、全体のプロセスを遅延させる。

# DMTC「住家被害認定調査」

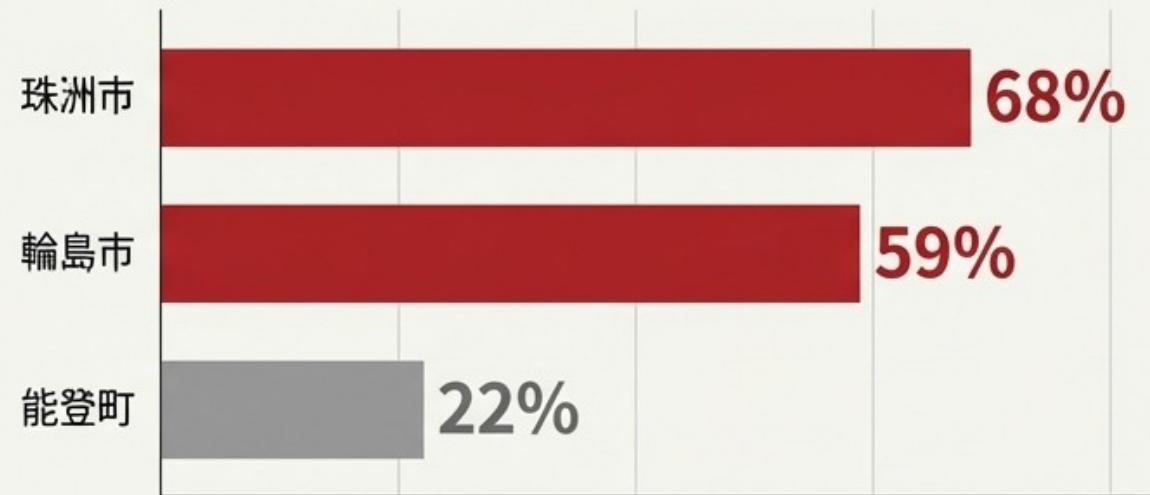
## 受講者募集中【災害対策士B級対応講座】



# 迅速性と正確性の罠が、深刻な「復興格差」を生み出す

被災者不在の一次調査に依存する現行制度は、自治体間の対応力の差を被害認定の差として顕在化させ、不公平感と遅延を助長している。

## 半壊以上の住家割合



## なぜこれほどの佐賀生れたのか？

- Point1：罹災証明の発行を速めるため、迅速さを優先させた能登町では、一次調査の終了時期は市町第一位であった。
- Point 2：調査結果は隣接する珠洲市、輪島市との被害認定の結果に大きな格差が出てしまった。
- Point3：調査結果に不満が続出し二次調査により、最終確定の時期は遅れる結果となった

この仕組みそのものが、行政の負担を増し、全体のプロセスを遅延させ、地域間の不均衡を生み出している。

# 再起を誓う事業者への「救いの手」か、それとも「新たな壁」か？

被災事業者の再建を支援する「なりわい再建支援補助金」。最大15億円、補助率3/4という強力な支援策だが、その実態は申請者を阻む巨大な壁となっている。



申請には罹災証明書が必須。その上で、膨大な書類作成、詳細な事業計画、複数社からの見積もり取得など、取得など、平時でも困難な手続きが、被災し混乱する事業者に課せられている。

# データが暴く支援制度の機能不全：最も必要な場所へ届かない支援

交付決定件数を被害の大きさと比較すると、制度が最も被害の甚大な地域を救えていない現実が浮かび上がる。

地域名	交付決定件数（累計）	非住家被害数
輪島市	71	11,709
株洲市	79	6,627
七尾市	130	5,526
穴水町	37	2,475
参考: 金沢市	142	195

令和7年10月時点集計

## 衝撃の事実

被害が最も大きい輪島市・株洲市では、**数千～1万**を超える事業施設被害に対し、交付決定は**わずか1,129件。(令和7年12月26日)**

## 逆転現象

一方で、被害が比較的小さい金沢市では、**最も多い142件**が決定されている。このデータは、制度が「申請できる余力のある事業者」を優先し、**本当に支援が必要な事業者**を切り捨てている可能性を示唆する。

## なぜ支援が障壁となるのか：「平時の論理」が引き起こす5つの問題点

**根本原因**：制度設計の根底にあるのは「平時における財政規律の維持・不正防止」という官僚的論理である。この結果、緊急時に求められる迅速性・柔軟性が失われ、被災事業者の足かせとなっている。



### 1. 異常に複雑な申請手続き

膨大なマニュアルと要求書類が、申請意欲そのものを削ぐ。



### 2. 形骸化した「2者見積り」

業者が限られる被災地では、相見積りは実質不可能であり、大きな負担となる。



### 3. 致命的な「精算払い（後払い）」方式

主額は現金での立て替えが前提。現金力のない中小事業者は、最初から申請を諦めざるを得ない。



### 4. 悪質業者の介在

複雑さにつけ込み、法外な手数料で申請を行なう業者が横行。交付後の支援はなく、事業再建に繋がらない。



### 5. 機能しない「つなぎ融資」

補助金交付までの資金を繋ぐはずの金融機関融資が、有効に機能していない。

# 生活支援と事業支援：なぜこれほどまでに仕組みが違うのか

特徴 (Feature)	被災者生活再建支援金 (Livelihood Support)	なりわい再建支援補助金 (Business Support)
主目的	世帯の基本的な生活基盤の確保	事業の再開と雇用の維持
最大支給額	最大300万円	最大15億円（補助率3/4）
申請の複雑度	低～中程度	極めて高い
主要な要求書類	申請書、 <b>罹災証明書</b> 、住民票、通帳の写し	申請書、事業計画書、 <b>2者以上の見積書</b> 、資産台帳、多数の写真・図面、誓約書等
外部支援の要否	不要（任意）	<b>必須</b> （支援センター、商工会等との相談）
支払方式	直接給付	<b>精算払い</b> （後払い）
支給までの期間	数週間～数ヶ月	<b>数ヶ月～1年以上</b>

生活再建が「直接給付」で比較的迅速なのに対し、なりわい再建は「後払い」かつ「極めて複雑」であり、緊急支援として機能しづらい構造になっている。

# 処方箋①：罹災証明書の発行プロセスを抜本的に改革する4つの提言

復興のスタートラインである罹災証明書の発行を迅速化・効率化し、不公平感をなくすための政策提言。



## 1. 調査員の国家資格制度を創設

絶対的に不足する調査員を補うため、民間の人材を大量に育成・確保する。



## 2. デジタル技術の全面導入

ドローン、AI、タブレット調査票等を活用し、非臨場での効率的な全国統一調査手法を開発する。



## 3. 調査完了ごとの個別発行へ

自治体による一括発行をやめ、調査が完了した案件から個別に発行することで、被災害者が一日も早く次のステップに進めるようとする。



## 4. 保険損害調査との連携システム構築

火災保険や地震保険の損害調査と「住家被害認定調査」を同時に出来る仕組みを構築し、二度手間をなくす。

## 処方箋②：「なりわい再建」を真に加速させる7つの制度改善

「絵に描いた餅」を、被災事業者が本当に使える支援策に変えるための具体的な提言。



### 1. 罹災証明書の迅速発行

前提条件である証明書発行の遅れを解消する。  
(前項提言の実行)



### 2. 小規模事業者への仮払い制度導入

交付決定時に申請額の30～50%を仮払いし、当面の資金繰りを支援する。



### 3. つなぎ資金の制度化

交付決定額を国が担保する形で、金融機関による無担保のつなぎ融資を制度として確立する。



### 4. 申請手続き・マニュアルの抜本的簡素化

過剰な書類を廃止し、標準的な工事単価表の採用などでプロセスを簡略化する。



### 5. 認定支援機関の伴走型支援を義務化

悪質業者を排除し、申請から事業再建完了まで専門家が寄り添うケースマネジメントを拡充する。



### 6. 公的M&Aマッチングサイトの開設

事業継続を断念する事業者を減らすため、事業承継を希望する第三者とのマッチングを公的に支援する。



### 7. 市町の上乗せ補助金の同時申請化

国の補助金と市町独自の補助金を、同一書類・同一窓口で一度に申請・交付できるようにする。

# 能登の教訓は、他人事ではない：「明日は我が身」という現実



南海トラフ巨大地震は、いつかではなく、  
必ず静岡・名古屋地域を襲います。 **南海トラフ**



- ・能登で露呈した支援制度の数々の問題点。それは、そのまま私たちの未来の姿である。
- ・今日議論した「罹災証明書の遅れ」「機能しない補助金」「復興格差」は、南海トラフ発災時には、より大規模に、より深刻な形で私たち自身に降りかかる。
- ・今、能登の教訓から学ばなければ、手遅れになるになる。

# 今、私たちが備えるべきこと：制度の理解と、実践的なBCPの再構築



## 1. 行政支援策の事前理解

平時から問題点を正確に把握し、いざという時に顧客を正しく導けるよう準備する。  
経産省の「認定経営革新等支援機関」の資格取得は、その第一歩となる。



## 2. 自社のBCPを抜本的に見直す

「机上のマニュアル」から、資金繰り計画を含めた「実践的な現場BCP」へ転換する。  
能登の事例を元に、取引先との連携強化も図る。



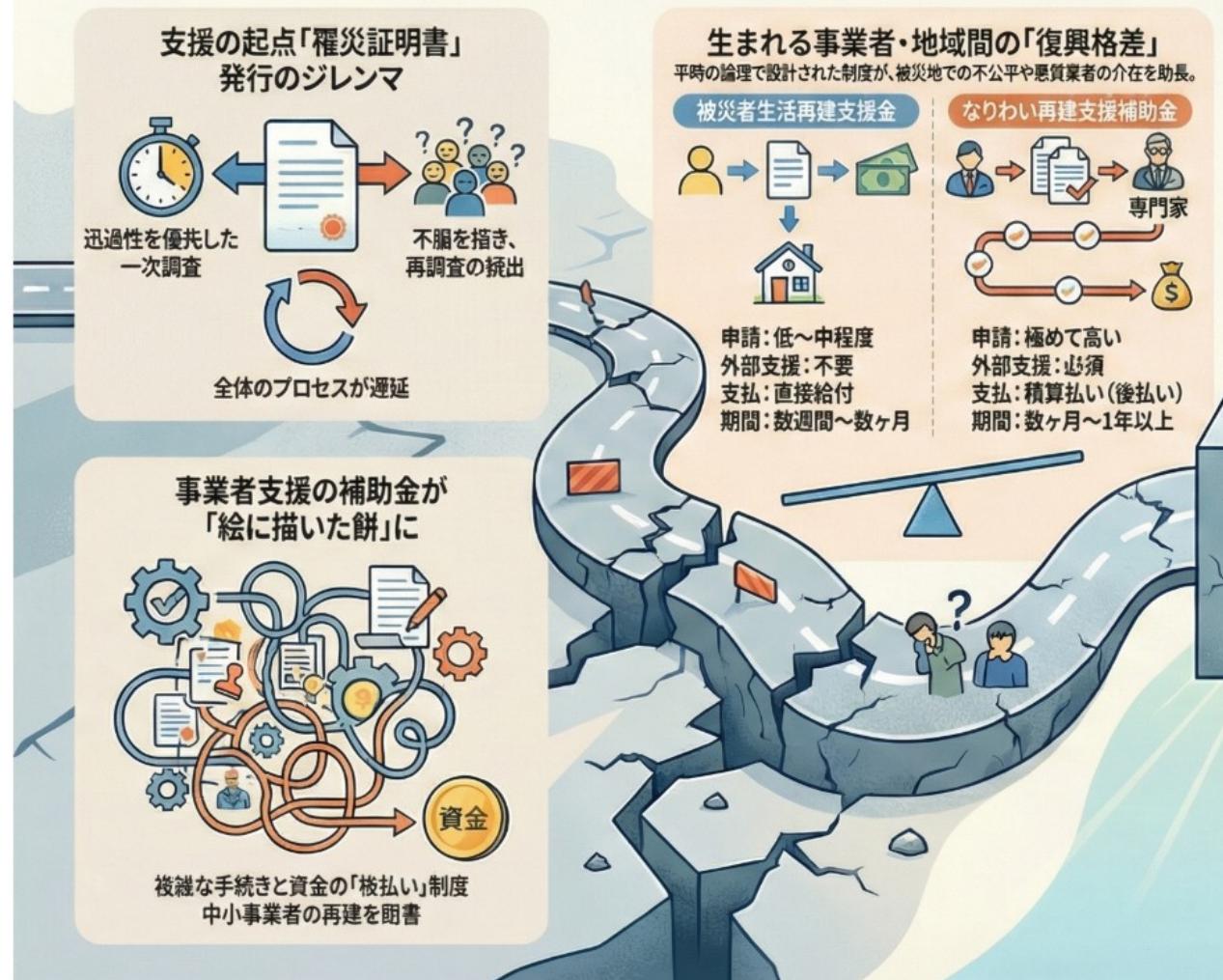
## 3. 家族と自身の安全を最優先する

事業継続の土台は、生活の再建。在宅避難を可能にするための対策（建物の耐震化、  
家具の固定、インフラ停止対策）を再点検する。

「能登半島地震の教訓が、近くに迫っている南海トラフ地震の対策に少しでも役立ってほしい」

# なぜ能登半島地震の復興は遅れているのか？

## 復興を阻む「制度の壁」



## 復興を加速させるための解決策



## 2025年11月29日 日本リスクマネジメント学会関東部会

テーマ:能登半島地震の復旧・復興遅延に関する深層分析

発表者:石井洋之 Ph.D.(中小企業診断士)

### 要旨

本ブリーフィングは、令和6年能登半島地震の発生から1年半以上が経過してもなお、復旧・復興が著しく遅れている問題について、その深層的な原因を分析し、体系的に整理したものである。分析は、豊田佐吉の思想を源流とする「三現主義」(現地・現物・現実)に基づき、2024年6月と2025年7月に行われた被災地への視察調査と、AIとの対話を通じた多角的なデータ分析を組み合わせた独自の方法論によって行われた。分析の結果、復興の遅延は、半島の地理的制約や深刻な高齢化・人口減少といった不可避免的な要因に加え、行政の支援制度における構造的な欠陥によって著しく悪化していることが明らかになった。特に問題の核心として特定されたのは、以下の二つの公的支援制度である。

1. 被災者生活再建支援制度: 支援の起点となる「罹災証明書」の発行プロセスにおいて、「迅速性」を優先するあまり調査の正確性が犠牲になり、結果として大量の再調査申請を誘発。これが行政の負担を増大させ、証明書発行の全体的な遅延と地域間の「復興格差」を生み出している。
2. なりわい再建支援補助金: 事業再建の鍵となるこの補助金は、膨大な申請書類、事業完了後の「精算払い(後払い)」方式、被災地では非現実的な「2者見積り」の義務付けなど、平時の官僚的論理で設計されている。これにより、資金力のない中小・小規模事業者は制度の利用を断念せざるを得ず、「絵に描いた餅」と化している。

出典:NBLMのブリーフィング(7ページ)を参考にした学会提出レポート

# ＜参考＞石川県なりわい再建支援補助金



レジリエンス協会会員およびレジリエンスサロン参加者向けです。無断転載禁止。

# ＜参考＞石川県なりわい再建支援補助金

石川県 Ishikawa Prefecture

△ 緊急情報

文字の大きさ 大 中 小 / 色合い 標準 A B C

やさしい日本語 音声読み上げ Foreign Language

検索メニュー

防災・安全・安心 暮らし・環境 教育・子育て 医療・福祉 観光・文化・スポーツ しごと・産業

Microsoft IME

ホーム > 連絡先一覧 > 商工労働部経営支援課 > 石川県なりわい再建支援補助金

印刷 更新日：2026年1月6日

## 石川県なりわい再建支援補助金

★令和7年8月大雨被災事業者が活用できる補助制度をお知らせします

[PDF 令和7年8月大雨被災事業者が活用できる補助制度 \(PDF\)](#)

### 令和7年8月大雨被災事業者が活用できる補助制度

○ R7.8大雨で被害を受けた施設・設備等の復旧を支援する「被災事業者再建支援補助金」を創設。  
→ 募集期間:R7.10.1～11.14. 補助上限:200万円 (R6地震・豪雨被災者は300万円)、補助率:最大2/3

○ また、R7.8大雨で被害を受けた施設・設備等が、昨年のR6能登半島地震やR6奥能登豪雨で、  
既に被害を受けていた場合は、以下のとおり、なりわい補助金の補助対象となる場合があります。  
※被害がR7.8大雨のみの場合、なりわい補助金は対象外のため、新設した被災事業者再建支援補助金を活用ください。

○ R7.8大雨の被害を受けた方は、どの補助制度が使えるか、まずは県の相談窓口にお問い合わせください。

なりわい補助金の状況	使える補助金
交付決定前 (申請前及び申請済み)	なりわい補助金の活用可能 ※R6地震・豪雨の復旧費に、R7大雨の復旧費を加えて申請することが可能
交付決定後	なりわい補助金の活用可能 ※R6地震・豪雨の復旧費に、R7大雨の復旧費を加えた金額に変更申請(増額)することが可能
実績報告後	なりわい補助金の活用可能 ※実績報告を取り消した上で、R7大雨の復旧費を加えた金額に変更申請(増額)することが可能

同じ分類から探す

> 商工労働部経営支援課

▶ 小規模事業者支援法に基づく「事業継続力強化支援計画」について

▶ 【能登在住の事業者の方へ】能登事業者支援センターの開設について

▶ 起業促進補助金

▶ チャレンジ支援補助金

▶ 新型コロナウイルス感染症の発生により経営に影響を受けている事業者の皆様へ

+ もっと見る

イベントカレンダー

# ＜参考＞石川県なりわい再建支援補助金



なりわい再建支援補助金交付申請用チェックリスト 10/15更新  
(提出書類は全て写して可・申請書類一式の控えをお手元に保管してください)

申請者名：\_\_\_\_\_

対面相談有無 (金沢センター  能登センター  その他 ( ) )なし

申請者名：\_\_\_\_\_

提出書類

資料番号	提出区分	様式等(入手場所)	チェック欄	
			申請者	受付
1	必須	本紙	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/>
2	必須	県HP掲載	<input type="checkbox"/> 是	<input type="checkbox"/>
3	必須	県HP掲載	<input type="checkbox"/> 是	<input type="checkbox"/>
4	必須	県税事務所 能登・奥能登 総合事務所	<input type="checkbox"/> 是	<input type="checkbox"/>
5	必須	県HP掲載	<input type="checkbox"/> 是	<input type="checkbox"/>
6	該当者のみ (中小企業)	県HP掲載	<input type="checkbox"/> 是	<input type="checkbox"/>
7	必須	県HP掲載	<input type="checkbox"/> 是	<input type="checkbox"/>

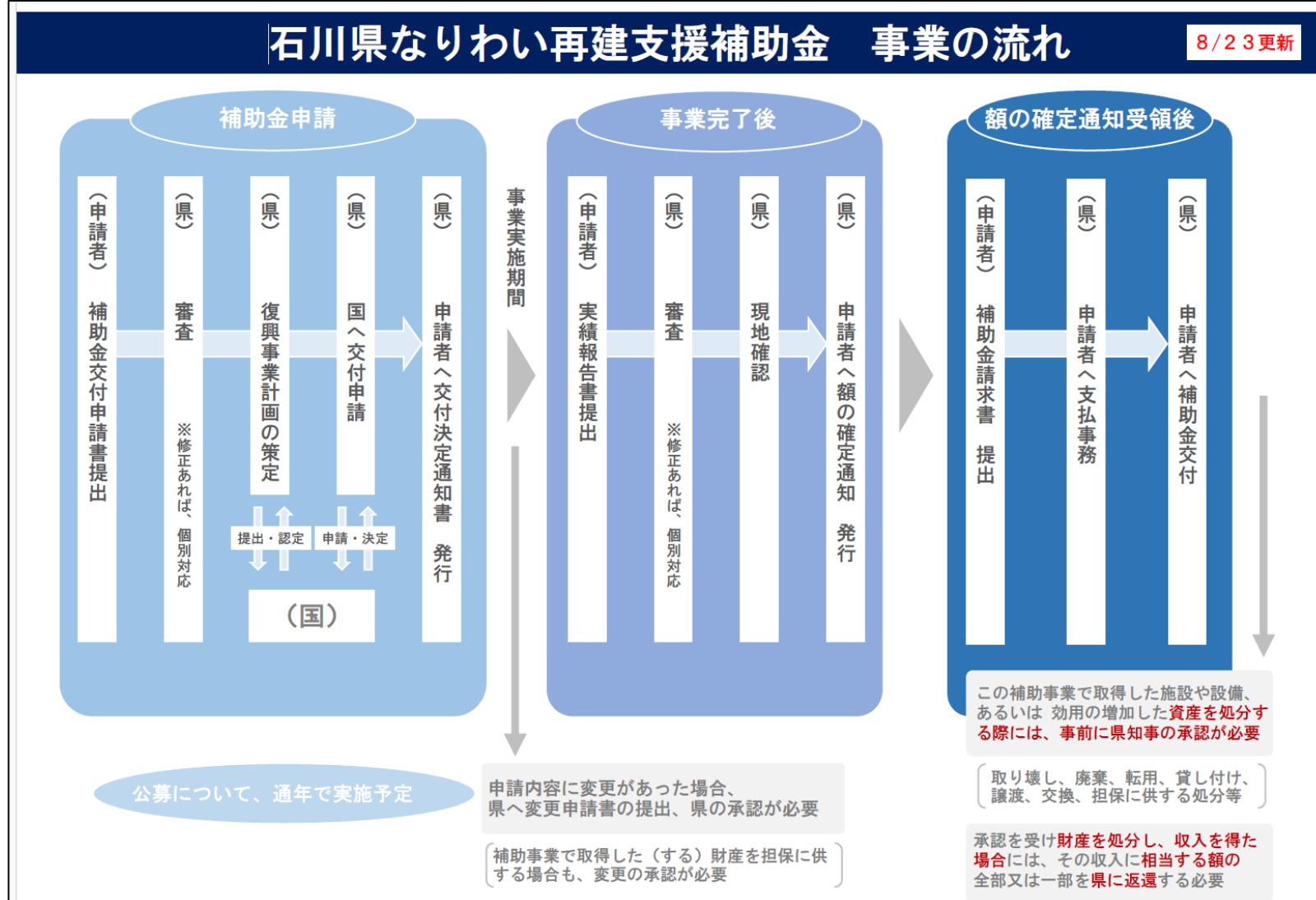
1 施設の復旧

資料番号	提出書類	提出区分	様式等	チェック欄	
				申請者	受付
1	復旧施設の登記に関する誓約書	必須 ※1	県HP掲載	<input type="checkbox"/> 是 <input type="checkbox"/> 該当なし	<input type="checkbox"/>
2	市町が発行する名寄せ兼課税台帳等 ※補助金を申請する施設にマークで印	必須	各市町	<input type="checkbox"/> 是	<input type="checkbox"/>
3	固定資産台帳・償却資産台帳等 ※補助金を申請する施設にマークで印	※2	任意	<input type="checkbox"/> 是 <input type="checkbox"/> 該当なし	<input type="checkbox"/>
4	①罹災(被災)証明書の写し、または、 ②罹災(被災)証明書を提出できない理由書	必須	①市町 ②県HP	<input type="checkbox"/> 是	<input type="checkbox"/>
5	令和6年能登半島地震等による被災を証する書類(施設)	※3	県HP掲載 ※専門家等が発行	<input type="checkbox"/> 是 <input type="checkbox"/> 該当なし	<input type="checkbox"/>
6	被災状況が分かる写真(カラー) ※4 ※5-12復旧施設の平面図に写真番号・場所を記載	必須	A4用紙に 印刷(貼付)	<input type="checkbox"/> 是	<input type="checkbox"/>
7	見積書一覧表(施設) ※6-12復旧施設の平面図に見積書no.記載	必須	県HP掲載	<input type="checkbox"/> 是	<input type="checkbox"/>
	工事見積書(写) ※2事業者以上	必須	任意	<input type="checkbox"/> 是 <input type="checkbox"/> 該当なし	<input type="checkbox"/>

チェックリストだけで6ページ  
フローチャート  
毎に必要書類  
が数十枚必要  
になることもある。

出典：フローチャート・チェックリスト

# ＜参考＞石川県なりわい再建支援補助金



出典：なりわい再建支援補助金 事業の流れ

# ＜参考＞石川県なりわい再建支援補助金

石川県なりわい再建支援補助金・添付書類 10/15更新

＜区分に応じて＞

必須 全申請者共通 + 施設 + 設備 + 新分野 該当者のみ 定額補助要件

令和6年奥能登豪雨への対応

- 10/15(火)より、令和6年能登半島地震に加え、[令和6年奥能登豪雨からの復旧費用も補助対象となりました](#)
- 豪雨被害からの復旧費用も申請するにあたっては、[これまでの申請と同様に](#)、施設・設備がどのような被害を受け、どのように復旧し、どれくらいの費用がかかるのかわかる書類をご準備ください

豪雨による被災状況が分かる写真  
 豪雨による被災を証明する書類  
 豪雨による復旧に要する見積書

等ご用意ください

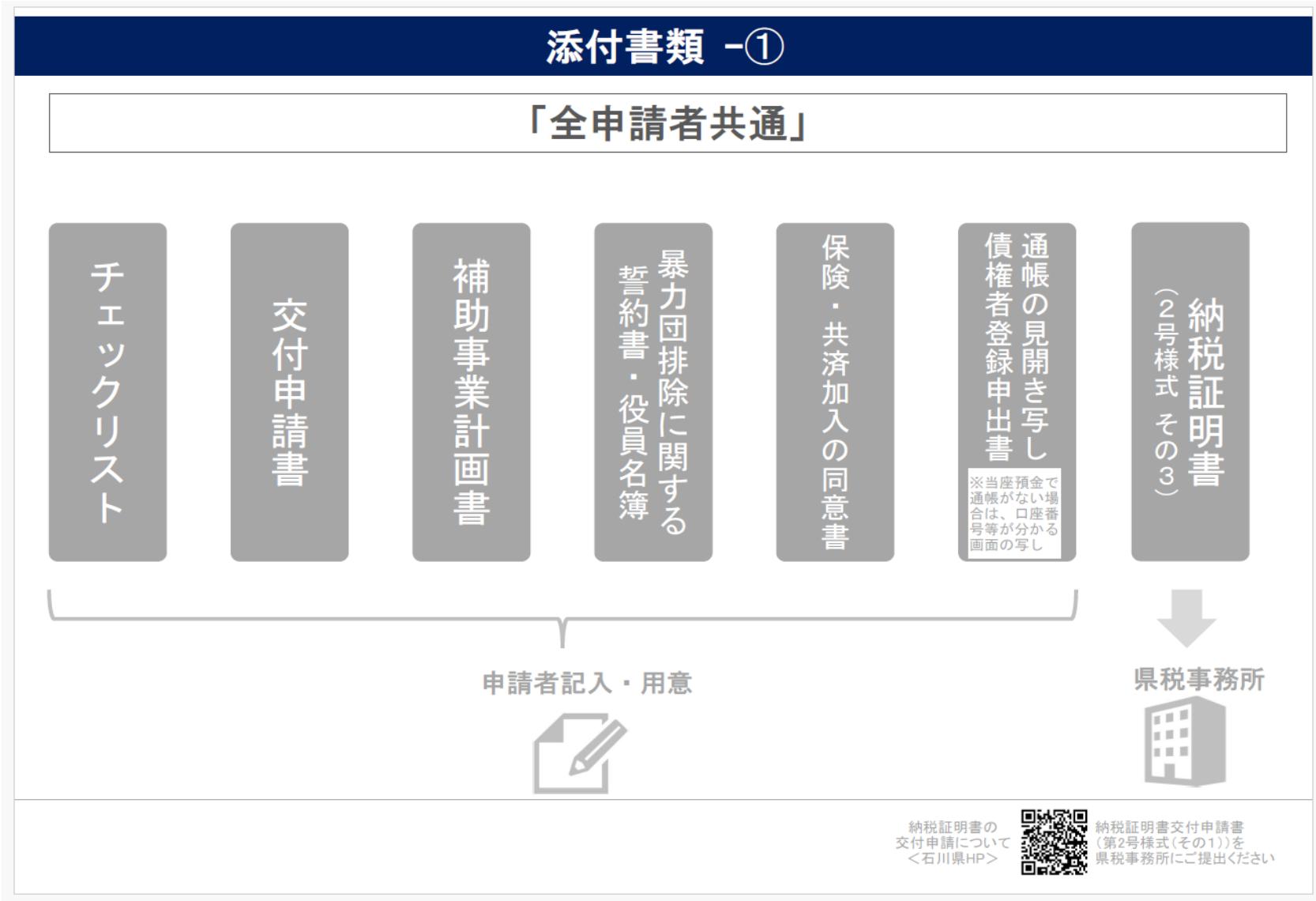
地震 豪雨

写真 証明 見積

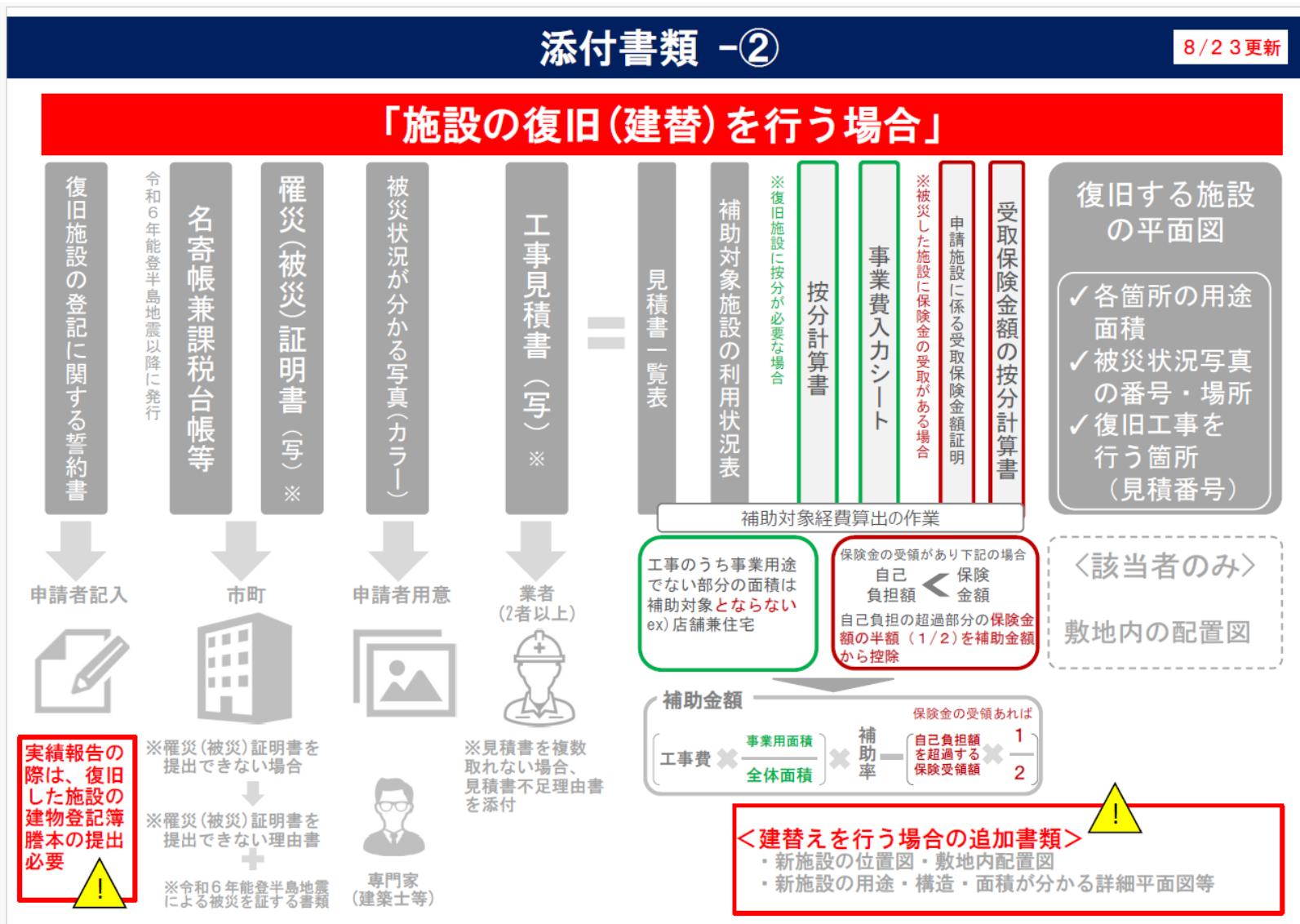
豪雨で被害を受けた証明が必要です

出典：なりわい再建支援補助金 事業の流れ

# ＜参考＞石川県なりわい再建支援補助金



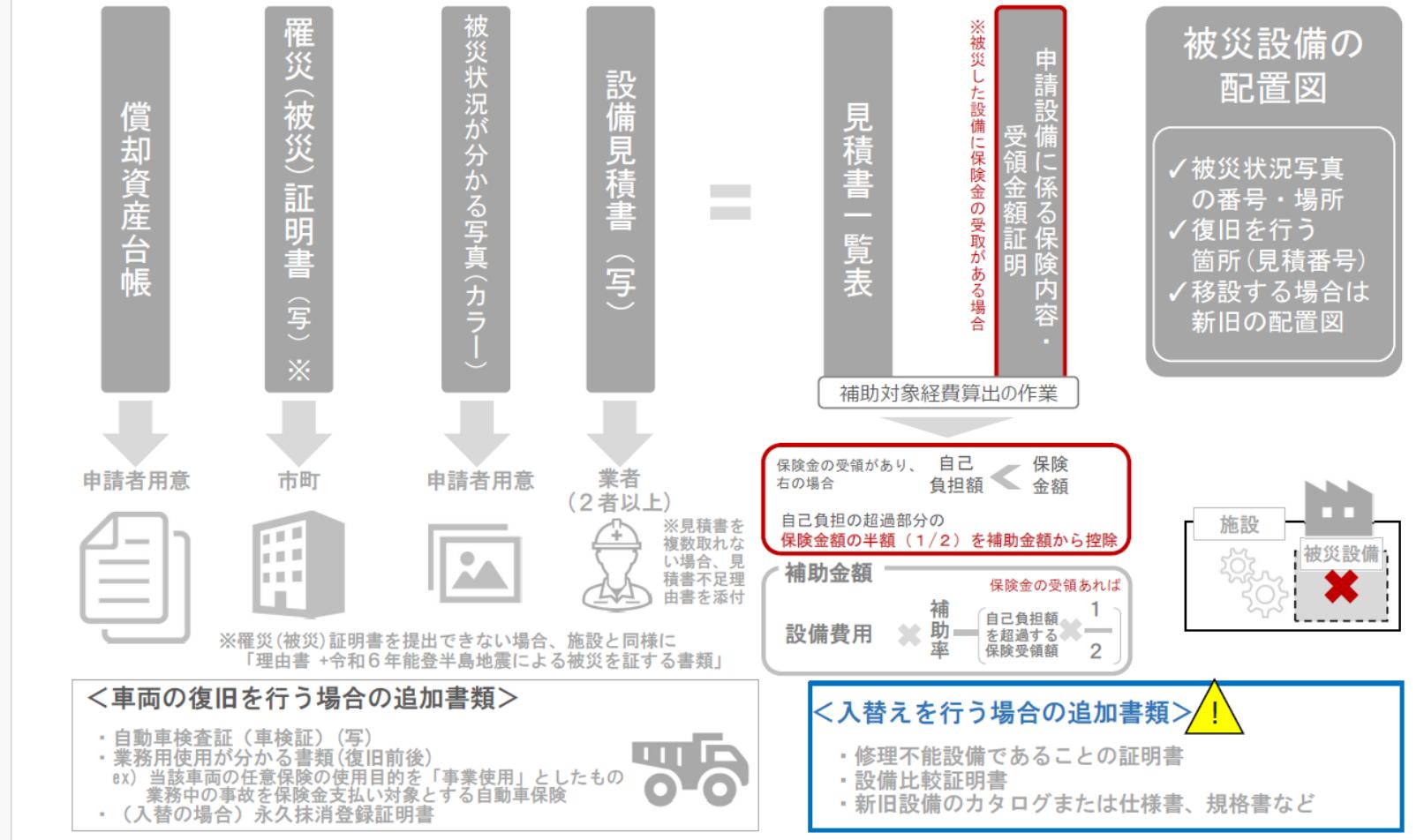
# ＜参考＞石川県なりわい再建支援補助金



# ＜参考＞石川県なりわい再建支援補助金

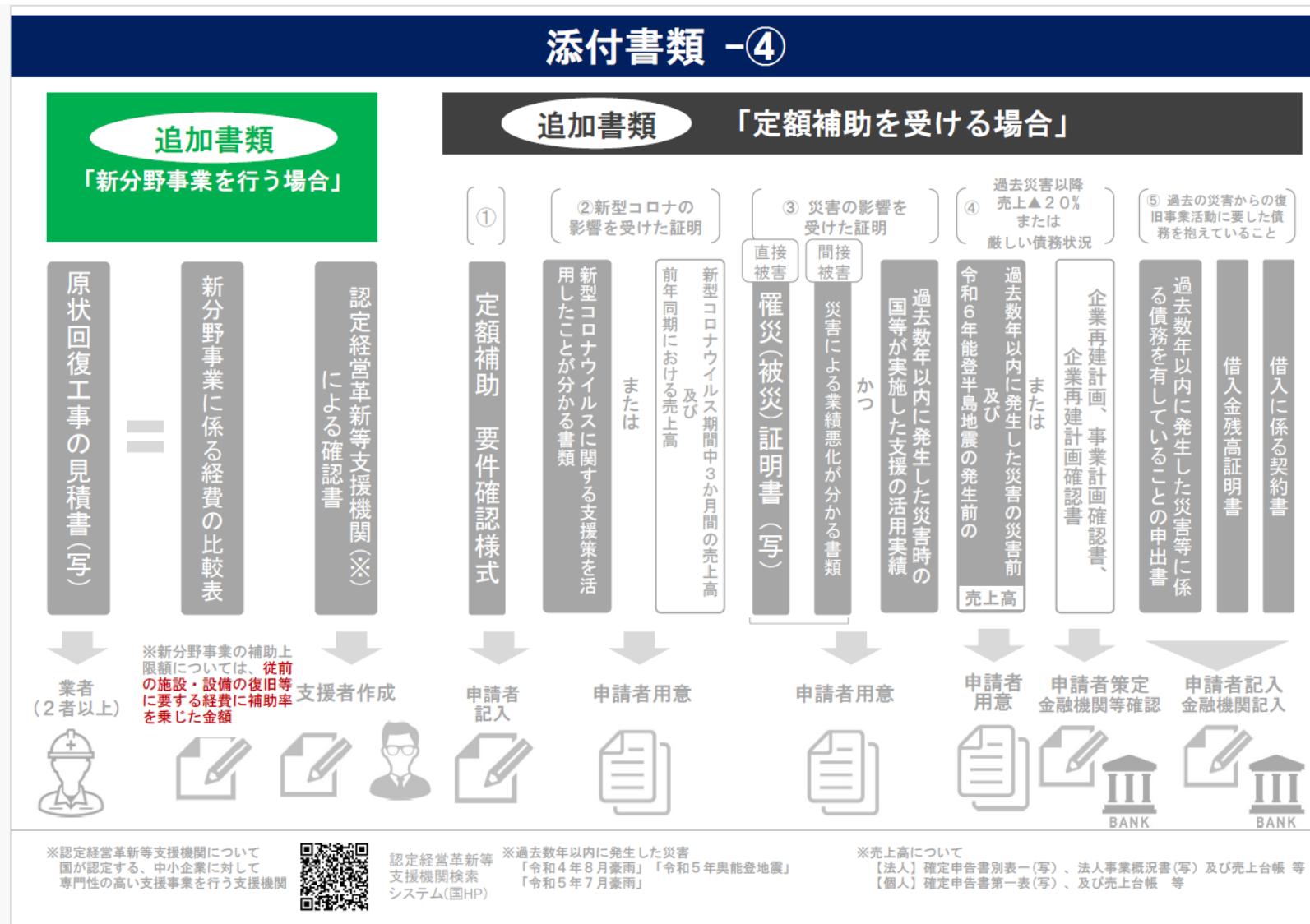
## 添付書類 -③

### 「設備の復旧(入替)を行う場合」



出典：なりわい再建支援補助金 事業の流れ

# ＜参考＞石川県なりわい再建支援補助金



出典：なりわい再建支援補助金 事業の流れ

# <参考>石川県なりわい再建支援補助金

## 目次

1 復興事業計画	5
(問1) 復興事業計画とは何か。 <span style="color: red;">10/15 更新</span>	5
2 なりわい再建支援補助金の内容（申請手続き関係）	5
(問1) どういう補助金か。	5
(問2) 既に施設等を復旧したが、交付決定前に開始した復旧分は補助対象となるか。 <span style="color: red;">10/15 更新</span>	5
(問3) 補助金の対象となる復旧整備は、いつまでに完了する必要があるか。	5
(問4) 補助金が支払われるまでにどのような手続きがあるか。	5
(問5) 補助金の交付申請にはどのような添付書類が必要になるか。 <span style="color: red;">10/15 更新</span>	6
(問6) 被災状況の確認には、必ず「罹災証明書」が必要になるか。	6
(問7) 市町が発行する名寄せ帳兼課税台帳等はどのような目的で必要か。	6
(問8) 災害の復旧に対する補助金交付申請時には必ず図面が必要か。	6
(問9) 全ての被災状況について写真が必要か。	7
(問10) 他の補助金との併用は可能か。	7
(問11) 交付申請時に保険金の受領額が不明な場合、どのようにすればよいか。	7
(問12) なりわい再建支援補助金で復旧を行った施設・設備は、保険（共済）に加入する必要はあるか。	7
(問13) 補助金の交付対象である被災施設等を対象とする、保険・共済の付保割合の基準はなにか。	8
(問14) 加入する保険（共済）の内容は。	8
(問15) 補助対象物への保険加入について、小規模企業者は「推奨」となっているが、保険加入しなくてもよいのか。	8
(問16) 小規模企業者等、事業者規模の判断はいつの時点で行うか。	8
(問17) 保険・共済への加入は、いつまでに加入する必要があるか。	9
(問18) 保険・共済への加入を示す書類とはどのようなものか。	9
(問19) なりわい再建支援補助金の交付には、事業継続力強化計画等の策定は必要か。	9
(問20) なりわい再建支援補助金について、税法上の扱いはどうなるのか。	9
3 補助対象事業者	9
(問1) 補助対象事業者の要件はあるか。	9
(問2) 個人事業主は補助対象事業者となるか。	10
(問3) 「大企業」及び「みなし大企業」（以下、「大企業等」という。）は補助対象事業者となるか。	11
(問4) 「みなし中堅企業」や「みなし大企業」の該当有無の判断について、出資状況はどの範囲まで確認すると良いか。	11
(問5) 補助対象事業者について、地域や市町での限定はあるか。	11
(問6) スナックは補助対象となるか。	11
(問7) 法人が使用する施設の所有者がその法人代表者個人となっている場合、補助金の交付申請はどのように行うことになるか。	11
(問8) 共有財産の申請方法について。	11
(問9) 相続が発生している施設の取扱いについて。	11
(問10) 所有者が行方不明で申請書を作成できない場合の取扱いについて。	12
(問11) 施設、設備の所有者以外が修繕等を行う場合、補助対象事業者となるか。	12
4 補助対象経費	12
(問1) 補助対象経費の範囲はどうなるか。	12
(問2) 補助対象とならない経費にはどのようなものがあるか。	12
(問3) 補助金額に上限や下限はあるか。	12
(問4) 補助率はどうなっているか。	13
(問5) 施設・設備の規模が從前より大きくなってしまってもよいか。 <span style="color: red;">4/1(月)以降運用見直し</span>	13
(問6) 施設・設備の規模が從前よりも小さくなってしまってもよいか。	13

(問7) 施設の修繕ではなく、施設の建替は補助対象となるか。 <span style="color: red;">4/1(月)以降運用見直し</span>	14
(問8) 施設の建替が可能な場合に移転しても補助対象となるか。	14
(問9) 解体費用は補助の対象となるか。	14
(問10) 施設等の建替の場合、設計費用も補助対象となるか。	14
(問11) 設備の修理ではなく、設備の入替は補助対象となるか。 <span style="color: red;">4/1(月)以降運用見直し</span>	15
(問12) 設備のみを事業の対象とすることはできるか。	15
(問13) 土砂やがれきの撤去に関する費用は、補助対象となるか。	15
(問14) 土地のかさ上げは補助対象となるか。	15
(問15) 液状化被害がある場合の地盤改良に伴う費用は補助対象となるか。	15
(問16) 耐震補強に係る費用は補助対象となるか。	15
(問17) 土地の購入費は、補助対象となるか。	15
(問18) パソコンやルームエアコンのような電子機器や車両などは、補助対象となるか。	16
(問19) パソコン機器の復旧を行う際、被災前よりOSがバージョンアップしたもの購入する場合、補助の対象となるか。	16
(問20) リース物件は、補助対象となるか。	16
(問21) 消耗品は補助対象となるか。	16
(問22) 器具や工具は補助対象となるか。	16
(問23) 陳列されていた商品は、補助対象となるか。	16
(問24) 従業員へ支払う給与は、補助対象となるか。	16
(問25) 風評被害等による逸失利益は、補助対象となるか。	16
(問26) 被災後、空き工場を借りて事業を再開したが、家賃は補助対象となるか。	16
(問27) 工場が全壊の場合、建替をせず、中古物件を購入することは可能か。	17
(問28) 保険の対象となった施設や設備は、補助対象となるか。	17
(問29) 補助金交付時の消費税の取扱いは、どうなるか。	17
(問30) 店舗兼住宅などの場合、どこまで補助対象とされるか。	17
(問31) 住居用の賃貸アパートが被災したが、補助対象となるか。	17
(問32) 事業用の賃貸物件（テナント店舗、工場等）が被災したが、補助対象となるか。	18
(問33) 駐車場は、補助対象となるか。	18
(問34) 資産計上されていない施設、設備も補助対象となるか。	18
(問35) 書類が流失し、資産計上されていたことが証明できない。	18
(問36) 自社で実施する復旧工事経費は補助対象となるか。	18
(問37) 車両は、補助対象となるか。	18
(問38) 修理不能の車両の入替の場合、どのような手続きを取ればよいか。	19
(問39) 車両のオーディオ、ナビゲーションシステムなどの装備品は補助対象となるか。	19
(問40) 賽試販売で購入した車について、所有者が販売会社の場合、補助対象となるか。	19
(問41) 令和5年奥能登地震等における「被災事業者再建支援補助金」で修繕・建替した施設や修理・入替を行った設備について、再度今回の補助金を利用できるか。	19
(問42) 被災前に地下に設置していた電源設備を、地上階（1階や2階）に設置する場合、補助の対象となるか。	19
(問43) 福利厚生施設は補助対象となるか。	20
5 特定被災事業者（定額補助）について	21
(問1) 定額補助とはなにか。	21
(問2) 特定被災事業者（定額補助）はどのような要件を満たせばよいか。 <span style="color: red;">10/15 更新</span>	22
(問3) 要件①の「新型コロナウイルス感染症（令和2年1月28日政令第11号により指定感染症に指定された感染症をいう。）の影響を受けた事業者」とは具体的にどのような事業者を指すか。	22
(問4) 問2の②～④「過去数年以内に発生した灾害」はどのような灾害を指すか。 <span style="color: red;">10/15 更新</span>	22
(問5) 要件②の「過去数年以内に発生した灾害からの復旧・復興に向けて国等が実施した支援を活用した事業者」とは具体的にどのような事業者を指すか。	22
(問6) 要件③の「売上高比較は具体的にどのように行うことか。 <span style="color: red;">10/15 更新</span>	23
(問7) 要件④の確認はどのように行うことか。	23

(問8) 要件④の「過去数年以内に発生した灾害からの復旧・復興に向けた事業活動に要した債務を抱えている事業者」とは。	23
(問9) 過去数年以内に発生した災害時（令和4年8月豪雨、令和5年奥能登地震、令和5年7月大雨、令和6年能登半島地震）の債務をその後、新型コロナウイルス感染症などの名目で借り換えを行っている場合も対象となるか。 <span style="color: red;">10/15 更新</span>	24
6 新分野事業について	24
(問1) 新分野事業とは、どういうものか。	24
(問2) 新分野事業を行うための要件はなにか。	24
(問3) 「認定経営革新等支援機関」とはどういう機関か。	24
(問4) 「認定経営革新等支援機関」には何をしてもらえるか。	24
(問5) 新分野事業の場合、補助額に上限はあるか。	24
(問6) 新分野事業の例はどのようなものがあるか。 <span style="color: red;">4/1(月)以降運用見直し</span>	24
(問7) 新分野事業の例「従業員確保のための宿舎整備」はどのような取組みか。	25
7 補助金の変更交付申請について	25
(問1) どのような場合に変更交付申請が必要か。	25
(問2) 交付申請時の見積事業者と実際の施工事業者が変わっても良いか。	25
(問3) 設備の入替を行う場合に交付申請時に予定していた導入設備と違う設備を導入することは可能か。	25
8 実績報告について	26
(問1) 実績報告書はいつ提出するか。	26
(問2) 実際に補助事業に要した経費が交付決定額を上回った場合は、補助金は増額になるか。	26
(問3) 発注書や工事契約書は全て提出が必要か。	26
(問4) 概算払いを希望しているがどのような手続きが必要か。	26
(問5) 実績報告書を提出してからどのくらいで補助金が支払われるか。	26

**補助金申請の受付までには、この100問のQ&Aをクリアーする必要がある。**

# ＜参考＞石川県なりわい再建支援補助金



## 令和6年能登半島地震等 石川県なりわい再建支援補助金

～施設・設備の復旧・整備を支援～

令和6年能登半島地震に加え、  
令和6年奥能登豪雨からの  
復旧費用も補助対象



令和7年7月1日版

出典：なりわい再建支援補助金概要（53ページ）

# ＜参考＞石川県なりわい再建支援補助金

## 石川県なりわい再建支援補助金交付申請書作成マニュアル

### 5/1 時点

※ 本書は、なりわい再建支援補助金交付申請書作成にあたっての注意点や写真・図面の整理方法を記載した参考資料です。

※ 本書の内容に沿った整理がなされていないものは、再提出をお願いする場合があります。

※ 申請内容は多岐にわたりますので、全ての申請者に当てはまらない事項が含まれます。また、記載内容以外の資料等についても審査の過程で提出を求める場合があります。

※ 以下に掲載の記入例等で使用している様式は、更新されている場合があります。申請書の作成にあたっては、必ず最新の様式を石川県ホームページからダウンロードしてください。

「令和6年能登半島地震に係る石川県なりわい再建支援補助金」（県HP）  
<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kinyuu/keieishien/nariwai.html>



※ ご不明な点は、金沢事業者支援センターまでご相談ください。

金沢事業者支援センター（石川県なりわい再建支援補助金事務局）

0120-867-100

▶10時～17時（土日祝除く）

＜対面での相談をご希望の方＞ 下記までお問い合わせください（事前予約制）

金沢事業者支援センター

▶石川県庁1階103会議室  
〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地  
▶10時～17時（土日祝除く）  
▶0120-867-100

能登事業者支援センター

▶石川県奥能登総合事務所4階  
〒929-2372 石川県輪島市三井町洲崎10番地1  
▶10時～17時（土日祝除く）  
▶0120-262-380

## 目次

### 1 作成手順1（添付書類を揃える）

- (1) 見積書について ..... 3
- (2) 写真について ..... 4
- (3) 図面について ..... 4
- (4) その他の添付書類 ..... 5

【参考～写真の整理例～】 ..... 11

【参考～図面の整理例～】 ..... 13

### 2 作成手順2（見積書一覧表の作成）

- (1) 見積書の整理 ..... 16
- (2) 見積書一覧表の作成 ..... 16

### 3 作成手順3（利用状況表の作成・面積按分計算を行う）

- (1) 施設の利用状況表の作成 ..... 18
- (2) 事業費等入力シートの作成 ..... 21
- (3) 按分計算書の作成 ..... 22
- (4) 受取保険金額の按分 ..... 24

### 4 作成手順4（採用する補助対象経費を確定する）

- (1) 実際に行う工事と原状回復工事の費用比較を行う ..... 25
- (2) 新分野事業に係る経費の比較表を作成する（新分野事業の場合のみ作成します） ..... 25
- (3) 原状回復と異なる復旧に係る経費の比較表を作成する ..... 26

### 5 作成手順5（補助事業計画書の作成）

### 6 作成手順6（なりわい再建支援補助金交付申請書の作成）

### 7 作成手順7（チェックリストにより提出書類を確認する）

### 8 作成手順8（ファイリング及び提出）

# ＜参考＞石川県なりわい再建支援補助金

令和7年度版

## 石川県なりわい再建支援補助金

### 事業実施の手引き

令和7年4月  
石川県

目次	
1. 補助事業の基本的な流れ（事業開始から終了まで）	6
2. 全体の注意事項	7
(1) 消費税等の取扱い	7
(2) 補助事業者から工事業者等への支払方法	7
(3) 補助事業に係る元帳	7
(4) 県から補助事業者への補助金の支払方法	7
(5) 完了確認検査	8
(6) 事業の変更手続き	8
(7) 財産の処分	9
(8) 取得した（する）財産を担保に供する場合の取扱い	9
(9) 過去に補助事業で取得した財産の復旧について	10
(10) 保険・共済への加入またはこれに代わる取組について	10
3. 各経費の執行方法	11
(1) 全般的注意事項	11
(2) -1 補助対象者	11
(2) -2 補助対象となる事業者	12
(3) 補助対象となる経費	13
(4) 補助金額	15
(5) -1 費用の書類処理_施設費の場合（例）	16
(5) -2 費用の書類処理_設備費の場合（例）	19
4. 提出方法等	22
(1) 提出方法	22
(2) 提出先	22
(3) 問い合わせ先	22
(4) 提出形式	22

### 留意事項

- この補助金は、「令和6年能登半島地震」及び「令和6年奥能登豪雨」からの復旧を目的とする事業です。

令和6年能登半島地震等により被災された中小企業者等の皆様の施設・設備の復旧整備を支援するため、復旧経費の一部を補助するものです。  
したがって、原状回復（被災前の状態に戻す）に要する費用に対する助成を基本とするため、その対象経費は修繕費（修理費）を原則としています。
- 補助対象となるのは、「令和6年能登半島地震等」により被害を受けた施設や設備の復旧等に要する経費です。

補助対象となるのは、「令和6年能登半島地震等」により被害を受けた施設や設備の復旧等に要する経費です。  
なお、汎用性のある器具等は、補助対象外となります。
- 補助対象経費は令和6年能登半島地震の発災した日（令和6年1月1日）以降～交付決定前に支出した経費も補助対象となる場合があります（事前着手）
- 復旧を超える整備は、原則として補助対象外となります。

被災前に所有していた施設や設備について、防災・減災に資する改良や性能向上に資する機能付加・拡充を図ることも、原状回復に要する費用を上限として可能です。この場合において、実際の工事等とは別に原状回復工事の見積書の提出が必要となります。

出典：事業実施の手引き（22ページ）

# ＜参考＞石川県なりわい重建支援補助金

## なりわい重建支援補助金提出書類の見直し



なりわい重建支援補助金においては、被災事業者の事業継続に不可欠な施設又は設備の復旧・整備を補助対象

⇒ このたび代替可能なものを中心に、一部証憑書類(確認書類)の提出を不要とする

提出を不要とする証憑書類(確認書類)等

交付申請時の対応

### ①建物の登記簿謄本

▶ 建物所有者の確認

名寄帳兼課税台帳等で確認

### ②法人の登記簿謄本

▶ 事業活動の確認

実績報告では、復旧した施設の  
建物登記簿謄本の提出必要

### ③決算書

▶ "

### ④法人番号指定通知書

▶ "

納税証明書、被災写真等で確認

### ⑤建物の位置図・配置図



▶ 所在、敷地状況確認

原則、提出不要

### ⑥保険・共済加入の同意書

小規模事業者は提出不要

審査の上で、必要がある場合は省略した書類の提出を求めるなどして  
**申請者の負担軽減と補助金の適正な執行を両立**

## なりわい重建支援補助金提出書類の見直し

# ＜参考＞石川県なりわい再建支援補助金

なりわい補助金の申請書類の作成を、**中小企業診断士**や**行政書士**等の専門家が、**無料でサポート**します

金沢事業者支援センター  
能登事業者支援センター  
輪島商工会議所  
珠洲商工会議所

2025.6月版  
なりわい補助金の申請でお困りの方へ

申請書類の作成をサポートいたします！

- ✓ なりわい補助金の申請書類の作成を、中小企業診断士や行政書士などの専門家が、無料でサポートいたします。
- ✓ 以下のとおり、サポートを実施していますので、必ず、電話による事前予約を済ませた上で、各会場にお越しください。

## サポート会場・受付時間・予約電話番号

- ✓ 金沢事業者支援センター (石川県庁1階103会議室)  
毎週 火・木曜日 ①10:30～②13:00～③14:30～  
TEL 0120-867-100 (平日10:00～17:00)
- ✓ 能登事業者支援センター (のと里山空港内 4階)  
毎週 火・木曜日 ①10:00～②13:00～③15:00～  
TEL 0120-262-380 (平日10:00～17:00)
- ✓ 輪島商工会議所 ※令和7年7月7日からサポート開始  
毎週 月曜日 ①13:00～②15:00～  
TEL 0768-22-7777 (平日9:00～16:00)
- ✓ 珠洲商工会議所 ※令和7年7月2日からサポート開始  
毎週 水曜日 ①13:00～②15:00～  
TEL 0768-82-1115 (平日8:30～17:15)

会場にお越しの際は、必ず、「1 見積書、2 市町の課税台帳、3 罹災(被災)証明書、4 被害写真」をご持参ください。

【問い合わせ先】石川県商工労働部経営支援課 TEL 076-225-1521

出典：なりわい補助金申請書作成サポート

# ＜参考＞石川県なりわい再建支援補助金

The screenshot shows a website for reconstruction matching. At the top left is the J-GoodTech logo. On the right are buttons for 'SIGN UP 新規登録' and 'Be a Great Small. 中小機構'. The main background image features a map of the Isonokami Peninsula and various images of industrial and construction equipment.

**マッチングサイト**

復旧・復興

令和6年能登半島地震

ニーズ情報はこちら

決旧・復興、調達、代替生産、社会的課題解決などのマッチング支援、サポートを行っています。

なりわい補助金見積取得を希望される皆様  
こちらをクリックしてください

建設工事を受注したい事業者の皆様  
こちらをクリックしてください

出典：復旧・復興マッチングサイト（中小機構）

# ＜参考＞令和4年台風15号による洪水事故

令和4年台風15号

## 被災中小企業再建支援事業費補助金 令和5年度分 申請手引き

【問21】農家などの1次産業を営む事業者は補助対象となるか。

(回答)

○商工会法第2条に規定する「商工業者」に該当する場合は、補助対象となります。  
したがって、原始取得した生産物の売買行為は商行為に属しないので、漁業、農業、林業等を営む者は、補助対象外となります。

商行為に属しない行為  
漁業、農業、林業等を営む者は、補助対象外となります。

### (定義)

**第二条** この法律において「商工業者」とは、次のいずれか一に該当する者をいう。

- 一 自己の名をもつて商行為をすることを業とする者
- 二 店舗その他これに類似する設備によって物品を販売することを業とする者
- 三 鉱業を営む者
- 四 会社

出典：被災中小企業再建支援事業費補助金  
令和5年度分 申請手引き(静岡県)

# ＜参考＞令和4年台風15号による洪水事故

【問 51】「被災前に所有していたこと」及び「業務用のみに用いていたこと」の証明ができるない（固定資産台帳への計上漏れ又は証拠書類（使用簿や保証書、写真等）の紛失等）場合は、どうすればいいのか。

（回答）

○この補助金は、原則、固定資産台帳に計上されている機械設備が対象となります。

【問 23】補助対象外になる経費はどのようなものがあるのか。

（回答）

【補助対象経費でないものの例】

○汎用性が高く、他に転用される可能性が高い事務用品・事務機器（机、椅子等）

出典：

# 終わりに

- ・能登半島地震の復興のおくれの教訓を近くに迫っている南海トラフ地震の対策に少しでも役立ててほしいと願っています。
- ・ご清聴ありがとうございました。
- ・災害対策士B級・中小企業診断士
- ・静岡県立大学共同客員研究員
  - ・石井 洋之(博士 学術)